

○総務省令第二十八号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四条第八項及び第百四十六条並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

総務大臣 武田 良太

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(老齢加算額等が支給される場合の厚生年金相当額である老齢厚生年金等の額) 第二条の七 [略] [2・3 略]</p> <p>4 前三項の規定は、法第百四条第七項に規定する老齢厚生年金の額、障害厚生年金の額又は遺族厚生年金の額を算定する場合において準用する。</p> <p>第十二条の九 施行規程第九十条から第九十二条まで及び第九十三条第一項の規定は、団体組合員について準用する。この場合において、施行規程第九十条第一項中「住所、被扶養者に関する事項」とあるのは「住所」と、施行規程第九十二条第一項及び第九十三条第一項中「所属機関」とあるのは「団体」と、施行規程第九十三条第一項第一号中、「個人番号及び基礎年金番号」とあるのは「及び基礎年金番号」と読み替えるものとする。</p> <p>[2 略]</p>	<p>(老齢加算額等が支給される場合の厚生年金相当額である老齢厚生年金等の額) 第二条の七 [同上] [2・3 同上] [新設]</p> <p>第十二条の九 施行規程第九十条から第九十二条まで及び第九十三条第一項の規定は、団体組合員について準用する。この場合において、施行規程第九十条第一項中「住所、被扶養者に関する事項」とあるのは「住所」と、施行規程第九十二条第一項及び第九十三条第一項中「所属機関」とあるのは「団体」と、施行規程第九十三条第一項第一号中、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)及び基礎年金番号」とあるのは「及び基礎年金番号」と読み替えるものとする。</p> <p>[2 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

附則

附則

(令和三年度の地方公共団体の負担金)

(令和二年度の地方公共団体の負担金)

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和三年度において負担すべき金額は、令和三年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和二年度において負担すべき金額は、令和二年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 一 都道府県の議会の議員 百分の十八・七
- 二 市（特別区を含む。）の議会の議員 百分の三十三・六
- 三 町村の議会の議員 百分の三十三・六

- 一 都道府県の議会の議員 百分の十九・一
- 二 市（特別区を含む。）の議会の議員 百分の三十五・四
- 三 町村の議会の議員 百分の三十五・四

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和三年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和二年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。

- 一 地方公共団体の議会の議員が、令和三年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該任期満了の日
- 二 地方公共団体の議会の議員が、令和三年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該退職の日
- 三 令和三年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の一般選挙の日
- 四 令和三年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

- 一 地方公共団体の議会の議員が、令和二年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該任期満了の日
- 二 地方公共団体の議会の議員が、令和二年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該退職の日
- 三 令和二年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の一般選挙の日
- 四 令和二年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならない。

3 「同上」

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	令和三年五月
--	--------

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	令和二年五月
--	--------

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和三年八月
--	--------

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和二年八月
--	--------

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和三年十一月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和四年二月

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和二年十一月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和三年二月

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。